

水質検査結果（令和8年9月）

試験項目	単位	令和8年9月3日 結果判明 (9月1日採水)	令和8年9月4日 結果判明 (9月4日採水)		基準値
		大山崎町第1分水 (府営水)	大山崎町第1分水 (府営水)	大山崎町給水栓 (府営水+大山崎町自己水)	
クロロホルム	mg/L	0.068	0.030	0.011	0.06以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.033	0.004	0.003	0.03以下
トリクロロ酢酸	mg/L	0.037	0.008	0.004	0.03以下

臨時水質検査^{※1}を実施した結果、大山崎町第1分水（府営水受渡場所）で「消毒副生成物に関する項目」のうち3項目の基準値超過を確認しましたが、即座に濃度低減措置を講じ、水質基準を満足する水を供給しています。

また、大山崎町では府営水と自己水をブレンドして供給しているため、大山崎町給水栓での水質は、基準値内であり、問題ないことを確認しています。

※1 臨時水質検査について

京都府営水道水質検査計画に基づき、項目毎に水道法施行規則第15条に規定されている頻度で定期的実施（定期水質検査）。

夏季は「消毒副生成物に関する項目」^{※2}の濃度が上昇する傾向が見られることから、府営水道事務所の独自判断により臨時に水質検査を実施しているもの（臨時水質検査）。

※2 消毒副生成物とは

塩素などの消毒剤が水中の有機物等と反応して生成される物質の総称。

長期的な健康影響をもとに基準値が設定された項目であり、直ちに健康影響が懸念されるものではありません。